

## 第35回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年5月30日(金) 午後1時30分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）  
による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第35回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議 長

本日は、午前中に植樹祭があった関係で午後からの開催となりましたが、このように全員の御出席をいただき大変ありがとうございます。

本日は議案件数が多くなっておりますので、かいつまんで開会の御挨拶をさせていただきます。

先日26日から28日まで、中央要請と全国農業委員会会長大会に出席してまいりましたので、若干その内容についてお話させていただきます。

初日は地元選出の伊東代議士の議員会館にお邪魔しまして、根室管内の委員会と合同で要請活動を行いました。皆様方から色々とお出されておりました要望と27年度の予算関係について詳しく内容を説明しましたが、やはり、現在報道等で一番取り上げられているTPP問題、日豪EPA問題、規制改革会議の農業ワーキンググループより出された意見について議論が集中したところでもあります。

農業委員会や農協にとっては、非常に厳しい内容の意見がワーキンググループより出されており、私どもとしては到底容認できる内容ではないということで、代議士とそれぞれ話し合いを行いました。当然改革すべきところは改革しなければなりません、それにしてもひどい内容であり、現場を知らない人たちが机上で議論している中身ではないのかということで、是非とも与党議員の中でなんとか頑張ってもらおうよう要望したところでございます。

次の日は、北海道選出の国会議員に対して北海道農業会議から出されていた要請につきまして、それぞれ与野党の議員の方々から御挨拶を兼ねた回答をいただきました。ほとんどの先生方が中身を把握していないといった印象を受け、もう少し、今の農業の実情を勉強していただければなという思いをしたところでございます。

午後からは全国農業委員会会長大会がありまして、7項目ほどの決議を採択したところですが、秋田県の二田会長が、声を高らかに今の農業政策について憤慨しながら開会の御挨拶の中でお話をしておりました。

続いて、林農水大臣が来賓として出席し御挨拶をしたのですが、そのことについて何か触れてくれるかなと期待をしたのですが、原稿を読んだ程度でちょっと残念な気がしました。

今回は全国から2,000人ほどが集まり、会場がびっしりというような感じで、北海道席を180席用意してもらったのですが、ちょっと遅く行ったら座れないというような状況でした。今のこういった現状を表しているのかなという感じをいたしました。

そのあと鈴木貴子先生に会い、同じような要請をしたのですが、まだ若

いということもあり、具体的な内容に触れることは難しかったという印象でしたが、それぞれ言いたいことは言って、頑張りますというようなお答えをもらって帰ってきました。

いずれにしましても、6月中旬頃には規制改革会議で出された内容と合わせて今後の農業政策について決まるという方向ですから、これからかなり与党と政府間での議論を重ねていくのだと思います。

ワーキンググループで決まったことが規制改革会議の中で了承されて、その後閣議了解という順序になっていくからです、これが閣議了解に行く前に、なんとか変えていくという努力をしなければならないと伊東代議士は言うておられましたので、今後精力的に活動していただけるものと期待しております。

規制改革会議で出された意見については、今後もさらに注視していかなければならないという思いで帰ってきたところでございます。

以上を申し上げまして、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

本日は慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番押切委員、1番白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より申し上げます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より会務報告が終わりました。

本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで会務報告を終わります。

日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について同法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は1件の届出であります。届出人は茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地を、相続により所有権の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇日であります。

以上のとおり報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、「農業委員会は、認定農業者か

ら、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、農地の所有者及び認定農業者より、所有権移転によるあつせんの申出4件と賃貸借による申出4件の調整報告であります。整理番号1の権利の設定をする者は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇日に、小椋委員、白川英之委員、白川俊明委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号2の権利の設定をする者は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇日に、小椋委員、白川英之委員、白川俊明委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号3の権利の設定をする者は、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に決定し、〇月〇〇日に、小椋委員、白川英之委員、穴吹委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号4の権利の設定をする者は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西11線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に決定し、〇月〇〇日に、小椋委員、白川英之委員、穴吹委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号5から11については、権利の設定をする者が同一であり、自己の所有地をそれぞれ近隣の者に貸し付ける形での調整報告でありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号5から11の権利の設定をする者は、茶内西9線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西13線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡であります。この土地を近隣の認定農業者7名に賃貸借による所有権の移転を行うものであります。

権利の設定を受ける者の氏名及び対象地につきましては、整理番号5は茶内西

1 3線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1 3線〇〇〇番、〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号6は茶内西1 4線〇〇〇番地、〇 〇〇氏、対象地は茶内西1 5線〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号7は茶内西1 2線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1 5線〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇〇〇㎡。

整理番号8は茶内西1 5線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西1 6線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号9は茶内西1 4線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1 4線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号1 0は茶内西1 6線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1 6線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇〇〇㎡。

整理番号1 1は茶内西1 3線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1 6線〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡となっております。

以上のとおり決定し、〇月〇日に、小椋委員、穴吹委員、白川俊明委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号1 2の権利の設定をする者は、釧路市芦野1丁目6番〇〇号、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西1 1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を茶内西9線〇〇番地、〇〇 〇氏に決定し、〇月〇日に、小椋委員、穴吹委員、白川俊明委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号1 3から1 7ですが、こちらにつきましても権利の設定をする者が同一であり、自己の所有地をそれぞれ近隣の者に貸し付ける形での調整報告でありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号1 3から1 7の権利の設定をする者は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西7線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡であります。この土地を近隣の認定農業者5名に賃貸借による所有権の移転を行うものであります。

権利の設定を受ける者の氏名及び対象地につきましては、整理番号1 3は茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西7線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号1 4は茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西1 1線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号1 5は茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西9線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号1 6は茶内西7線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西7線〇〇

○番ほか○筆、面積は○万○，○○○㎡。

整理番号17は茶内西13線○○○番地、○○○○氏、対象地は茶内西14線○○○番ほか○筆、面積は○万○，○○○㎡となっております。

以上のとおり決定し、○月○日に、白川英之委員、永洞委員、片島委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号18の権利の設定をする者は、茶内西15線○○○番地、○○○氏、対象地は茶内西14線○○○番ほか○筆、面積○万○○○㎡で、権利の設定を受ける者を茶内西14線○○○番地、○○○氏に決定し、○月○日に、小椋委員、穴吹委員、白川俊明委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

以上のとおり、調整委員の報告に基づき、それぞれ御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

ここで、調査に当たった委員の方々から補足説明があれば、これを受けます。整理番号18までありますので、それぞれ区切って説明を受けます。

まず、整理番号1と2の調整員の方、補足ありませんか。

各調整委員

(なしの声)

議 長

次に、整理番号3と4の調整員の方、ありませんか。

各調整委員

(なしの声)

議 長

次に、整理番号5から12、整理番号18の調整員の方ありませんか。

各調整委員

(なしの声)

議 長

次に、整理番号13から17の調整員の方、ありませんか。

各調整委員

(なしの声)

議 長

それぞれないようですので、これから、質疑に入りますが、議事参与の関係がありますので整理番号1と2を先に採決することといたします。

○○○○委員と○○○○○○委員については、浜中町会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。



(〇〇委員、〇〇委員退席、退室)

これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号3から順に質疑を行います。

整理番号3の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号10の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号11の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 議	委 員	員	(質疑なしの声)
	長		質疑なしと認めます。

		次に、整理番号12の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号13の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号14の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号15の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号16の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号17の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号18の質疑を行います。質疑ありませんか。 3番梅原委員。
梅原委員		先ほど整理番号8で、〇〇さんが〇〇さんから賃貸借するという報告がありましたが、今度は逆に〇〇さんが〇〇さんに賃貸借するという理由はどういうことでしょうか。 借りる土地の方が自宅から近いということでしょうか。

農政係長	今回〇〇さんから借りる土地と〇〇さんに貸す土地については、自宅からの距離はほとんど変わりませんが、〇〇さんから借りる土地の方が自分の経営地に近く、ある程度まとまった農地で経営できるということで、一方の土地を〇〇さんに賃貸するという申出があり、そのように調整させていただきました。
議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、討論を省略し、整理番号3から順に採決いたします。 整理番号3は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号5を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号6を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号7を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号8を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号8は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号9を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号9は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号10を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号10は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号11を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号11は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号12を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号12は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号13を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号13は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号14を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号14は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号15を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号15は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号16を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号16は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号17を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号17は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号18を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号18は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。

本案につきましては3件の願い出であります。浜農委26-3号の願い出人は、浜中東2線〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は浜中東2線〇〇番の内、〇筆、面積は〇, 〇〇〇㎡で、現在、この土地は施設用地として利用されており、この土地を農業用施設用地にしようとするものであります。

現地調査につきましては、梅原委員、小田原委員、白川俊明委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、農地等以外であるとの判断をいただいております。

次に、浜農委26-4号の願い出人は、仲の浜〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は仲の浜〇〇番、〇筆、面積は〇万〇〇〇㎡で、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。

現地調査につきましては、梅原委員、小田原委員、白川俊明委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在原野化しており、農地等以外であると認定できるものとの判断をいただいております。

次に、浜農委26-5号の願い出人は、仲の浜〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は仲の浜〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。

現地調査につきましては、梅原委員、小田原委員、白川俊明委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、申請地は現在、漁業用施設用地及び原野化している土地であり、農地等以外であると認定できるものとの判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
ここで、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を受付番号順に行います。  
浜農委26-3号の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委26-4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委26-5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を省略し、受付番号順に採決いたします。  
浜農委26-3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委26-3号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委26-4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)



議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委26-4号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委26-5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委26-5号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は7件の許可申請であります。整理番号1から4については、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を4名の認定農業者に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

整理番号1の借主は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、借り受け農地は茶内西7線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号2の借主は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏で、借り受け農地は茶内西7線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号3の借主は、茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、借り受け農地は茶内西6線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡。

整理番号4の借主は、茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏で、借り受け農地は茶内西6線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡であります。

整理番号5は、茶内東2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内東1線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

整理番号6は、熊牛東2線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万㎡に係るもので、この土地を熊牛東1線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

整理番号7は、浜中東2線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、

〇〇〇㎡に係るもので、この土地を浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。質疑に入る前に、担当地区の委員から補足説明を受けます。

整理番号1から4の補足説明を1番白川英之委員にお願いします。

白川委員 (補足説明あるも省略)

議長 次に、整理番号5の補足説明を11番片島委員にお願いします。

片島委員 (補足説明あるも省略)

議長 次に、整理番号6と7の補足説明を2番永洞委員にお願いします。

永洞委員 (補足説明あるも省略)

議長 それぞれ担当地区の委員より補足説明を受けました。

これから質疑を行います、議事参与の関係がありますので、整理番号6以外の案件について、順番に質疑を行います。

整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これから、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号7を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。  
これから、整理番号6の質疑を行います。〇〇〇委員は、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議

長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第10 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は19件の作成要請であります。整理番号1は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡、土地の対価は〇〇〇万円ですが、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号2は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇〇〇㎡、土地の対価は〇〇〇万〇、〇〇〇円ですが、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号3は、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、土地の対価は〇〇〇万円ですが、この土地を茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号4は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、土地の対価は〇〇〇万〇、〇〇〇円ですが、この土地を茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号5から11は、茶内西15線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、整理番号5では茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇氏に、整理番号6では茶内西14線〇〇〇番地、〇 〇〇氏に、整理番号7では茶内西12線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に、整理番号8では茶内西15線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に、整理番号9では茶内西14線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、整理番号10では茶内西16線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に、整理番号11では茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、それぞれ賃貸借による利用権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号12は、釧路市芦野1丁目6番〇〇号、〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西9線〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による利用権の移転を行おうとするものであります。

整理番号13から17は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、整理番号13では茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に、整理番号14では茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に、整理番号15では茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、整理番号16では茶内西7線〇〇番地、〇〇 〇氏に、整理番号17では茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、それぞれ賃貸借による利用権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号18は、茶内西15線〇〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西14線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による利用権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号19は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、借受人である、茶内西9線〇〇〇番、〇〇〇〇氏より、茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。議事参与の関係がありますので、整理番号1と2を先に審議し、その後整理番号3から順に質疑を行うことといたします。

それでは、整理番号1の質疑に入りますが、ここで、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇〇〇委員は、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席、退室)

これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号10の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号11の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号12の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号13の質疑を行います。質疑ありませんか。



各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号14の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号15の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号16の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号17の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号18の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号19の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。 整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号6を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号7を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号8を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号9を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 9 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 10 を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 10 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 11 を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 11 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 12 を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 12 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 13 を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号 13 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 14 を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号14は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号15を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号15は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号16を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号16は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号17を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号17は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号18を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号18は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号19を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号19は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。

事務局 長 次回総会日程については、6月26日、木曜日を提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月26日、木曜日午前10時からということでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月26日、木曜日に決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第35回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後3時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 12番 押切 裕子

浜中町農業委員会 1番 白川 英之

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 5 月 20 日

第 35 回浜中町農業委員会総会  
議案第 2 号 整理番号 1 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川 委員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 75ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 5 月 20 日

第 35 回浜中町農業委員会総会  
議案第 2 号 整理番号 2 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川 委員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 132ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。			しない	



## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 5 月 20 日

第 35 回浜中町農業委員会総会  
議案第 2 号 整理番号 3 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川 委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 104ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 5 月 20 日

第 35 回浜中町農業委員会総会  
議案第 2 号 整理番号 4 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川 委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 115ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 5 月 20 日

第 35 回浜中町農業委員会総会  
議案第 2 号 整理番号 5 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	片 島 委 員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 98ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 5 月 20 日

第 35 回浜中町農業委員会総会  
議案第 2 号 整理番号 6 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 76ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成26年 5月20日

第35回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号7 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約27haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○○ ○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○○ ○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判 断 の 理 由			適 合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			す る
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	



農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号6 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号7 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号8 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号9 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号10 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号11 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	



## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号12 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号13 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号14 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号15 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号16 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号17 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号18 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号19 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	